

矢掛町 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合や、保護者が仕事で不在となる場合等、児童養護施設等でお子さんを一定期間養育（ショートステイ）する制度です。

こんなときに利用ができます。

- ・保護者が疾病の場合
- ・育児疲れなど、身体上又は精神上的理由がある場合
- ・出産、看護、事故、災害など、家庭養育上の理由がある場合
- ・冠婚葬祭など、社会的な理由がある場合

利用期間

- ・原則、1回につき6泊7日以内

利用対象児童

矢掛町内に住民登録がある 2歳から18歳未満のこども

実施施設等

- ・児童養護施設 悲眼院 (笠岡市)
- ・児童養護施設 玉島学園 (倉敷市)

利用料金



区分		利用者負担額（1日）
生活保護世帯		0円
町民税非課税世帯	母子・父子・養育世帯	0円
	その他の世帯	1,100円
上記以外の世帯		2,800円



お問い合わせ

矢掛町役場 こどもみらい課

Tel.0866-82-1060

利用の流れ

①利用申請

事前連絡のうえ、役場こどもみらい課までお越しください。
申請書がありますのでご記入いただきます。
申請の際、お話を伺いますので、時間に余裕をもってお越しください。

②見学・打合せ

利用施設に見学に行ってください、打ち合わせを行ってください。

③利用

保護者の方で、実施施設への送迎を行ってください。
急な体調不良やその他理由で、利用を中止したいときは、
利用施設への連絡及びこどもみらい課へ連絡をしてください。

④支払い

利用にかかった費用は、矢掛町から申請者へ後日請求します。
期日までにお支払いください。

注意事項

- 体調不良や医療機関へ入院する必要があるときは利用できません。
- 専門的な看護等が必要で、集団での生活が困難である場合は利用できません。
- 実施施設の空き状況などによって、利用できないこともあります。
- 利用希望の施設があっても、ご希望通りに対応することはできません。
- 原則、利用中は小学校等への通学はできません。
- 利用に関する詳細については、利用施設の規定に従っていただきます。



お問い合わせ

矢掛町役場

こどもみらい課

Tel.0866-82-1060